平成２３年（わ）第１７７号　道路交通法違反事件（酒酔い運転）
被告人　圓　谷　年　雄

弁論要旨

平成２３年１２月２６日

福島地方検察庁郡山支部　御中

弁　護　人　安藤裕規 [redacted]

第１　被告人は、公訴事実を認めている。従って、被告人についての犯情および一般情状について意見を述べる。

第２　犯情

被告人には、酒酔い運転をしようとする意思は無かったものである。そのことは、被告人が代行運転業者に２度にわたって架電して「いつ来るか」との趣旨の照会をしていることからも窺えるところである。

被告人は、これまで真面目に社会人として生活をし、奉仕活動などにも積極的に参加し、自らもＮＰＯ法人を設立するなどして社会貢献を願って活動してきた。

本件酒酔い運転は、①被告人がいつもよりアルコール度が強い（ダブル）ハイボールを飲み②体重を減量するために糖分を控えた食事をしていたこと③代行運転業者を依頼した際、業者が「いつもの場所」といえば当然わかるものと軽信して運転代行業者に依頼したこと④代行業者においても「いつもの場所」について何の確認もなく依頼（注文）を受け付けた事実など不運な事実が重なったために、被告人により行われたものである。

仮に、代行業者とのやり取りの中で、「いつもの場所」について確認がされておれば本件は防げた可能性が大であった。

また、被告人が減量のための糖分摂取制限をしていなかったならば被告人の飲酒による影響はもっと少なくなり、被告人の代行業者とのやり取りが具体的に行われ、代行運転者が被告人の下に到着するまで被告人も待つことが出来た可能性も大である。これも悔やまれるところである。

さらには、今回のハイボールは、ウェスキーがダブルで作られており、被告人がこれまで飲んでいたシングルでのハイボールよりアルコール度の強いものであった。

このように、本件酒酔い運転は、被告人の通常の生活の中ではそれまでに起こ

ったことのない事態が複合した結果として行われたものであり、偶発的要素が大きく、今後は被告人には２度と起こらないものと考える。

なお、被告人は、今後、酒を飲まない決意をしており、現に、保釈後はそれを実行しており、被告人は、酒酔い運転をもう二度と起さないものと弁護人は考える。

第２　一般情状について

１　被告人は、前記の通り、酒酔い運転が大変危険なものであり、多くは人身事故や他の車両との衝突事故につながるものであることを再認識し、逮捕勾留および裁判の中で、酒酔い運転の危険性につき深く理解し、もう二度と飲酒運転を行わない決意をしており、今回の行為を深く反省している。

２　被告人には、前歴や前科はない。被告人は、これまでも社会人として社会に奉仕すべく努力をしてきた。これからは、今回の失敗や市民の方々にかけたご迷惑を決して忘れず、二度と失敗を起こさないように、肝に銘じて活動し、かけた迷惑の何倍にも及ぶ、社会貢献をしようと決意している。

３　被告人は、多くの市民の支持を頂き、夢をもって市政に貢献しようと決意している。選挙において被告人に投票した人々の多くも、被告人の若さと行動力により市議会が活性化することを願っている。

４　被告人は、両親と共に住んで生活しており、両親も被告人が二度と酒酔い運転などしないように指導監督できる立場におり、その決意でいる。

５　被告人は、本件酒酔い運転についての新聞などマスコミによる報道がなされ、そのために、被告人はじめ、被告人の父母も大変恥ずかしい思いをし、社会的制裁を受けている。そのような経験の中で被告人は、自己の犯した罪の大きさを思い知らされ、絶対に酒酔い運転はしないとの決意を新たにしている。

６　以上の次第につき、被告人には執行猶予付きの寛大な判決が相当であると弁護人は考える。

以上